

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標（平成26年度）	実施内容	22年度末現況	23年度末現況	備考	担当課
I 子ども・若者							
1 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診85% 3歳児健診77% (H20年度)	100%	乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上を図るため、母子保健関係職員向けに研修会を開催しました。 また、母子保健担当者会議において、引き続き未受診者の把握に努めていただくよう協力を要請しました。  ※市町村としては、電話や手紙での連絡・健診の再通知・家庭訪問などで未受診者の全数把握のため努力しています。 引き続き、市町村に対して未受診者の把握に努めていただくよう協力を要請してまいります。	1歳6か月児健診78.2% 3歳児健診82.1% (H22年度)	1歳6か月児健診93.3% 3歳児健診89.4% (H23年度)		児童家庭課
2 学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子（規範意識や協調性）」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	84.1% (H20年度)	85.0%	平成22年3月に策定した千葉県教育振興基本計画において「道徳性を高める実践的人間教育を推進する」と施策の方向性を示しています。 今後5年間に実施する重点的な取組の中の「道徳性、規範意識・社会貢献態度の育成」では、主な施策として、 「地域ぐるみで道徳性を高める活動の推進」 「道徳教育の進め方の検討と各学校段階に応じた道徳教材の育成」 「マナーやルールを学ぶ機会の充実」があります。  道徳教育に関しては、平成23年度「千葉県道徳教育推進委員会」を3回開催し、千葉県における道徳教育の在り方や小学校用の映像教材の作成について検討を行いました。また、中学校5校、高等学校5校が映像教材活用推進校として授業公開を行いました。  「学校評価における保護者アンケート」の概要 ①千葉県教育振興基本計画の実現に向けその状況を調査することにより、今後の効果的な教育施策の立案に資するため実施 ②千葉市を除く公立小・中・高・特別支援学校、県立学校の全学校が対象 ③実施期間は12月～3月	85.20% (H22年度)	85.80% (H23年度)		教育庁 教育政策課 (実施内容については教・指導課)
3 「全国学力・学習状況調査」における学習の実現状況	勉強が好き (小学6年生) 国語59.3% 算数66.1% (中学3年生) 国語55.3% 数学53.7% (H21年度)	勉強が好き (小学6年生) 70.0%以上  (中学3年生) 60.0%以上	幼稚園から高等学校までの重点事項を、学校教育指導の指針にまとめ、全教職員に配付して、指導の焦点化を図りました。 また、「新教育課程説明会」を県内39会場で開催し、新しい学習指導要領の趣旨の周知を図りました。  「全国学力・学習状況調査」の結果の分析から、小学校の国語と算数で課題のある問題の類似問題をまとめた「ちばっ子チャレンジ100」を作成し、小学校での活用を進めています。 中学校では、5教科の「到達目標」と学習問題を掲載した「ちばの『やる気』学習ガイド」を作成し、評価問題をWeb配信して、生徒の主体的に学習する力を高める取組を実施しています。  さらに、「学力向上交流会」を県内9会場で開催し、県の学力向上施策の周知と優れた授業実践や研究実践校における成果等を紹介し合い、教員の指導力の向上を図りました。  「全国学力・学習状況調査」の概要 ①目的 ・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、この取組を通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てる。 ②調査時期 平成19年度の第1回から例年4月の第4火曜日に実施 ③調査対象 小学校第6学年、中学校第3学年 ④調査方式 抽出調査→抽出調査+希望利用方式へ 平成23年度千葉県の状況 「希望利用校」公立小学校474校(56.6%)・公立中学校213校(54.6%)	勉強が好き (小学6年生) 61.40% 63.30% (中学3年生) 55.80% 54.80% (H22年度)	全国学力学習状況調査未実施	※震災によりH23年度は未実施	教育庁 指導課

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標 （平成26年度）	実施内容	22年度末 現況	23年度末現況	備考	担当課
4 学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合	79.0% (H20年度)	85.0%	平成22年3月に策定した千葉県教育振興基本計画において「志を持って、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる」と施策の方向性を示しています。 「確かな学力の向上」では、主な施策として「思考し、表現する力を高めるための学習支援」「言語活動の充実」等の取組を行いました。	79.30% (H22年度)	80.00% (H23年度)		教育庁 教育政策課 (実施内容については教・指導課)
5 小学校における新体力テスト（8種目80点）の平均点	49.0点 (H20年度)	49.5点	児童生徒の体力の向上を目的に、「いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業」の中で、いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施や体力づくり推進モデル校の認定、運動能力証の交付等を行っています。 児童生徒の体力を把握するため、新体力テストを12月までに調査を終了し、現在テスト結果の集約を行っています。	49.1点 (H22年度)	49.3点 (H23年度)		教育庁 体育課
6 「全国学力・学習状況調査」において、「家の人と学校の出来事について話をしている」と答えた生徒の割合	59.6% (H21年度)	増加を目指します	すべての家庭の教育力向上を図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」CDを県内の保育所、小・中学校、特別支援学校等に配布するとともに、その普及・啓発のための研修会を保育士、教員等を対象として県内6会場で行いました。  また、県内企業の協力を得て、社員研修等の場で働く父親・母親向けの家庭教育支援講座を実施するなど家庭教育の啓発を図りました。  さらに、子どもの発達段階に応じた生活習慣、学習習慣など、家庭で、直面する問題への知識や手立てをインターネットで発信するとともに子育てに関する悩みなどについてメール相談を実施するなど、家庭教育を支援する取組を推進しました。	63.20% (H22年度)	全国学力学習状況調査未実施	※震災によりH23年度は未実施	教育庁 生涯学習課
7 学校評価における保護者アンケートにおいて「学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っている」と回答した保護者等の割合	82.0% (H20年度)	85.0%	平成22年3月に策定した千葉県教育振興基本計画において「教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる」と施策の方向性を示しています。  主な施策として「『学校を核とした県内1000か所ミニ集会』を活用した家庭教育の支援」「地域とともに歩む学校づくりの推進」等の取組を行いました。  また、学校が地域コミュニティの核となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり（地域とともに歩む学校づくり推進支援事業、（県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業など）を推進しました。  さらに、県立学校の持つ専門的機能や施設を地域に開放し、県民が生涯学習・生涯スポーツに取り組める機会を提供しました。	83.30% (H22年度)	83.80% (H23年度)		教育庁 教育政策課 (実施内容については教・生涯学習課)
8 放課後子ども教室の実施箇所数	126か所 (H21年度)	増加を目指します	地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進するために、小学校の空き教室などを活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域住民の参加を得て、子どもを対象に放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進しました。	127か所 (H22年度)	137か所 (H23年度)		教育庁 生涯学習課
9 10代の人工妊娠中絶実施率（20歳未満女子人口千対）	4.8 (H20年度)	減少を目指します	健康福祉センター（保健所）において、思春期保健対策事業（思春期保健相談、思春期教室など）を実施しました。（児童家庭課）  ①専門医師による個別相談（4保健所） ②健康教育（12保健所） ③連携会議等（5保健所） ④思春期ピア・エドゥケーター養成講座（2保健所・県立保健医療大学）とピア・エドゥケーション活動の実施  ※10代の人工妊娠中絶の実施率は、平成20年度までは順調に低下していましたが、21、22年度は前年に比して増加しています。  ※ピア・エドゥケーション（仲間教育）とは、健康教育の手法の一つで、年齢が若者に近く、身近な先輩の立場の者が、若者の悩みを共感しながら正しい知識を伝達すること。	5.5 (H22年度)	数値未確定 (H23年度)	※衛生行政報告例	児童家庭課

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標（平成26年度）	実施内容	22年度末現況	23年度末現況	備考	担当課
10 公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合	不登校2.9% 中途退学2.2% (H20年度)	不登校、中途退学減少を目指します	文部科学省による「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施し、結果を各学校に通知し、改善・減少を図るよう働きかけました。	不登校2.5% 中途退学1.6% (H22年度)	数値未確定  (H23年度)		教育庁 指導課
11 職業体験を通じたキャリア教育の推進状況（実施中学校の割合）	96.3% (H20年度)	全公立中学校において積極的に実施	・教育課程内に各中学校が望ましい勤労観・職業観の育成、一人一人の発達に応じた指導、社会体験等の充実のために、1日から5日の範囲で職場体験を推進しました。	98.5% (H22年度)	98.8% (H23年度)	千葉市を除く	教育庁 指導課
12 子ども参観日キャンペーン参加団体（企業等）	25か所 (H21年度)	30か所	・子どもが親の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施するなど、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進しました。	21か所 (H22年度)	46か所 (H23年度)		教育庁 生涯学習課
13 デュアルシステム訓練事業における就職率（委託訓練活用型）	62.40% (H20年度)	65.0%	この施策は、国が実施する訓練コース「委託訓練活用型デュアルシステム」の支援対象を目標数値としていますが、平成22年度から国が支援対象者を「若者」に特定しない事業となり、目標数値を把握できなくなったため、施策目標については、「22年度末見込み」欄に、『国が実施する訓練コース「委託訓練活用型デュアルシステム」の支援対象が、平成22年度から「若者」に特定されなくなったため、目標数値を把握できなくなった。』旨を記載いたしました。	6/1現在の確定分 7コース 64.0% 12コース数値未確定 (H22年度)	国が実施する訓練コース「委託訓練活用型デュアルシステム」の支援対象が、平成22年度から「若者」に特定されなくなったため、目標数値を把握できなくなった。		産業人材課
14 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	39市町村 (H21年度)	全市町村	各健康福祉センターで開催している母子保健推進協議会において、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の推進に向けた実施状況について情報交換を実施しました。	46市町村 (H22.7.1)	47市町村 (H23年度)		児童家庭課
15 養育支援訪問事業の実施市町村数	18市町村 (H21年度)	全市町村	また、市町村の保健師等の母子保健従事者を対象に、児童虐待に対する理解を深め、虐待の未然防止に向けた適切な支援が行えるよう実践的な研修を実施しました。	28市町村 (H22.7.1)	28市町村 (H23年度)		児童家庭課
16 「要保護児童対策地域協議会」の設置市町村数	48市町村 (H21年度)	全市町村	要保護児童対策地域協議会は、地域において、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、情報共有を図りながら迅速に対応するためのネットワークです。 そこで、市町村に対して要保護児童対策地域協議会の設置を促進し、協議会の機能強化及び実効性を高めるために、アドバイザー等専門家を派遣し、関係機関連携のネットワークの構築を図りました。  専門的人材の確保が困難な市町村にアドバイザー等の専門家を派遣（15回）	49市町村 (H22年度)	50市町村 (H23年度)		児童家庭課
17 児童家庭支援センターの設置数	2か所 (H21年度)	6か所	虐待を受けた子どもや虐待をした親への相談体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を促進しました。 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対応し、必要な助言を行います。また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助、指導を行うほか、児童相談所、児童福祉施設などとの連絡調整等総合的な支援を行う施設です。  4センターで実施 木更津市、いすみ市、松戸市、八千代市（新設）	3か所 (H22年度)	4か所 (H23年度)	政令市を除く	児童家庭課
18 地域小規模養護施設の設置数	3か所 (H21年度)	10か所	家庭的な雰囲気の中での養護体制を導入し、子どもたちの生活の質の向上を図るため、施設のケア形態の小規模化を図ることとしており、地域小規模児童養護施設の設置を促進しています。 地域小規模ケアを実施する施設で国の補助が得られない事業に対し、県単独の補助を行っています。	7か所 (H22年度)	7か所 (H23年度)	政令市を除く	児童家庭課
19 自立援助ホームの設置数	3か所 (H21年度)	7か所	義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する子どもたちなどの社会的自立を支援する「自立援助ホーム」の設置を促進しました。 2ホームに県単独補助（家賃補助）	4か所 (H22年度)	4か所 (H23年度)	政令市を除く	児童家庭課

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標（平成26年度）	実施内容	22年度末現況	23年度末現況	備考	担当課
20 要保護児童の里親への委託率	17.3% (H20年度)	21.0%	虐待などを受けた子どもの社会的自立のためには、児童の特性に応じた専門的な支援とともに家庭的な養育が必要です。要保護児童が地域の中で、より家庭的な生活を送るには、里親への委託が適しており、里親への登録・委託の拡大を目指しました。 ①里親委託推進事業 新規の里親の開拓及び施設入所中の子どもの中から里親委託可能な子どもを発掘する里親委託等推進員を配置し、里親委託を推進しました。また、養育相談や求めに応じて家庭訪問を行い、子どもの状況把握や養育支援、養育指導等を行いました。23年度から公募によりNPO法人に委託し、事業を実施しました。 ②里親養育相互援助事業（里親サロン） 里親が児童相談所等を集い、里親相互の交流を実施することで、里親の精神的負担の軽減を図るとともに、児童福祉司等の援助のもとに子どもの養育技術等の向上を図りました。 ③里親制度充実事業 委託児童の適切な養育を確保するために、委託児童の養育等に関する相談を実施するため各児相に里親対応専門員（囑託）を配置しました。	18.6% (H22年度)	19.2% (H23年度)	政令市を除く	児童家庭課
21 障害児ショートステイ指定事業の定員数	499人 (H21年)	事業者を積極的に支援し、増加を目指す	身近な地域単位での支援体制を構築するため、家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れるショートステイの充実に取り組みました。	518人 (H22年)	540人 (H23年度)		障害福祉課
22 児童デイサービス指定事業者数	62か所 (H21年)	事業者を積極的に支援し、増加を目指す	障害のある児童に通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行うため取り組みました。	89か所 (H22年度)	101か所 (H23年度)		障害福祉課
23 障害のある子どもの受入可能保育所数	491か所 (H20年度)	全保育所	障害のある子どもの受け入れを促進し、共に遊び、共に成長する環境を整備するため、保育所において、保育に欠け、かつ集団保育が可能な障害のある子どもを受け入れるため、予備保育士の配置に対して補助しました。	513か所 (H22年度)	525か所 (H23年度)	政令・中核市を除く H23. 4. 1現在 保育所数 552 (51市町村)	児童家庭課
24 障害のある子どもの受入可能放課後児童クラブ数	418か所 (H20年度)	全クラブ	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもを受入れるための体制を整備するため、専門的知識等を有する放課後児童クラブ指導員の配置に対し補助しました。	503か所 (H22年度)	545か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
25 幼小中高の個別の指導計画作成率	78.5% (H21年度)	85.0%	特別児童扶養手当受給者を対象に自立・社会参加に向け、持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育の推進を図るため、個別の指導計画等に基づき一貫した支援を推進しました。 個別の指導計画とは、学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、指導目標や指導内容・方法を具体的に表した指導計画。	78.7% (H22年度)	79.4% (H23年度)		教育庁 特別支援教育課
26 幼小中高の個別の教育支援計画作成率	45.3% (H21年度)	54.0%	子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた学校づくりと支援ネットワークの構築を推進します。 個別の教育支援計画とは、在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となる計画。	50.0% (H22年度)	54.9% (H23年度)		教育庁 特別支援教育課
27 高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	86.8% (H20年度)	90.0%	高等学校では、発達障害のある生徒への具体的な支援のあり方についての研究を、特別支援学校高等部では、職業的な自立を図るための取組を充実させました。障害者就労促進事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就業に関するネットワーク体制の確立及び就業支援の一層の充実に取り組みました。 教員18名が企業で5日間の実習を実施	85.7% (H22年度)	88.0% (H23年度)		教育庁 特別支援教育課

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標（平成26年度）	実施内容	22年度末現況	23年度末現況	備考	担当課
II 親							
28 妊娠1週以下（初期）の妊娠の届出率	74.4% (H19年度)	100%	妊娠届出がその後の妊婦健診の公費助成やその後の支援の契機として重要であることから、母子保健担当者会議において、早期届出の周知について市町村に協力を要請しました。 ※妊婦検診の公費助成が充実してきた影響もあり、届出率は上昇しました。	91.1% (H22年度)	数値未確定 (H23年度)	※地域保健・健康増進事業報告	児童家庭課
29 周産期母子医療センター数	総合 2か所 地域 4か所 (H20年度)	総合 2か所 地域 8か所	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの整備を進めました。  総合周産期母子医療センター2か所、地域周産期母子医療センター4か所に対し運営費を補助	総合 2か所 地域 6か所 (H22年度)	総合 2か所 地域 6か所 (H23年度)		医療整備課
30 子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合（子育て環境に対する満足度）	68.6% (H21年度)	80.0%	妊娠、出産、育児期間中の保護者の孤立化の防止するために、市町村との連携のもと、母親学級等での仲間づくりや、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など、訪問型の支援を推進しました。 また、保護者の育児疲れやストレスを解消するため、子どもを一時的預かる事業や、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリーサポートセンター事業などを推進しました。	73.2% (H22年度)	73.9% (H23年度)		児童家庭課
31 子育てを楽しんでいると感じる家庭の割合（子育てに負担感を持つ家庭の割合）	67.5% (H21年度)	80.0%	No.30、31は、子育てアンケート調査による当事者の視点に立った指標を導入しています。 調査の概要は ①調査対象：各市町村の1歳6ヶ月児の保護者 ②調査方法：平成23年6月～7月実施の1歳6ヶ月児健診時 ③実施市町村数：38市町村（健診時期が調査時期と合致し協力を得られた市町村で実施） ④回収率：59.4%（回収数 2,176枚/配布数 3,662枚）	69.8% (H22年度)	72.5% (H23年度)		児童家庭課
32 地域子育て支援拠点設置数	145か所 (H20年度)	195か所	子育ての親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として、地域子育て支援拠点の設置を促進しました。	173か所 (H22年度)	178か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
33 ①母子自立支援プログラム策定事業の実施市数、②郡部（県分）の策定件数	①8市、②0件 (H21年度見込み)	①20市、②50件	児童扶養手当受給者を対象に個々人の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムを策定し、福祉事務所やハローワーク等と連携を図りながら、自立・就労に結びつけるためのきめ細かな自立・就労支援を実施しました。	①7市、②3件 (H22年度)	①7市、②1件 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
34 母子家庭等日常生活支援事業の実施市町村数	7市町村 (H21年度見込み)	20市町村	ひとり親及び寡婦が、就学時の自立促進に必要な事由や疾病等の社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な世帯、もしくは生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている世帯に、家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助を行うものです。本事業については、平成16年度から市町村補助事業としたため、未実施市町村に対し、事業の早期実施について、会議等を通じてお願いしているところです。	7市町村 (H22年度)	7市町村 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
35 仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	64.6% (H21年度)	80.0%	企業における仕事と家庭の両立支援の取り組みを促進させるため、企業等向けにセミナーの実施やアドバイザー（社会保険労務士等）を派遣し、一般事業主行動計画（No.37）の策定の支援を行いました。 （子育てアンケート調査による当事者の視点に立った指標を導入しています。）  一般事業主行動計画 平成23年4月1日から、従業員301人以上の企業に加え、従業員101人～300人の企業にも、事業主が実施する次世代育成支援対策計画を策定することになっている。	70.0% (H22年度)	69.3% (H23年度)		児童家庭課
36 社員や地域の子育てを応援する「社員いきいき！元気な会社」宣言企業数	255社 (H21年3月末)	800社 (H27年3月末)	県内企業の取組を促進させるため、子育て支援や残業の削減など、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む「社員いきいき 元気な会社宣言企業」を募集し、企業名や取組内容をホームページや広報誌等で紹介しました。	447社 (H22年度)	491社		雇用労働課

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標 （平成26年度）	実施内容	22年度末 現況	23年度末現況	備考	担当課
37 一般事業主行動計画策定数	626社 (H21年3月末)	2,000社 (H27年3月末)	企業における計画策定を促進させるため、仕事と子育ての両立支援アドバイザー（社会保険労務士等）を企業に派遣し、一般事業主行動計画の策定を支援したり、ワーク・ライフ・バランスをテーマとする企業研修の講師を務めるなど、個別企業の事情に応じた支援を行いました。	1258社 (H22年度)	1606社	従業員数101人以上の事業主 にあつては、 策定率100%達 成済みです。	雇用労働課
Ⅲ 地域							
38 地域福祉フォーラム設置数	188か所 (H21年度)	600か所	<p>地域において、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役として、活力をもって、それぞれの役割を担っていくためには、従来の地域の枠組みを超えて、地域のできるだけ多くの人たちが参加して地域の福祉力（ちから）を高めることが重要です。</p> <p>そこで、当事者、民生委員・児童委員、ボランティア団体（ボランティア連絡協議会）、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療福祉分野の従事者、里親、医療機関、学校等、様々な地域福祉の担い手が「新たな地域福祉像」に沿って力を合わせて協働して、従来の枠組みを超えた、地域のできるだけ多くの人たちが参加して地域福祉を推進する組織（「地域福祉フォーラム」）の設置を支援するとともに、千葉県地域福祉フォーラム事務局の活動に対して支援しました。</p> <p>また、地域福祉フォーラム等における地域住民等様々な団体の活動を活発化していくには、活動・交流の拠点の基盤づくりが重要です。</p> <p>そこで、県と市町村は連携して、関係機関への働きかけ等地域の既存資源の活用施策を進め、地域の活動拠点の確保ができるよう環境整備の支援を行いました。</p>	235か所 (H22年度)	246か所 (H23年度)		健康福祉指導課
39 希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	65.4% (H21年度)	80.0%	ライフスタイルの多様化に応じた、多様な保育サービスの充実に取り組んでいます。具体的には、No.42～48が該当します。（子育てアンケート調査による当事者の視点に立った指標を導入しています。）	66.9% (H22年度)	66.0% (H23年度)		児童家庭課
40 保育所定員数	52,016人 (H21.4.1)	55,360人 (H27.4.1)	各市町村における保育ニーズを把握し、適正な指導を行っています。	52,671人 (H22.4.1)	54,427人 (H23.4.1)	政令・中核市を除く	児童家庭課
41 待機児童50人以上の市町村数	4市町村 (H21.4.1)	0市町村 (H27.4.1)	<p>県では、待機児童の解消に向けて、国が各都道府県に設置した安心子ども基金を活用した保育所の整備に加え、県単独事業による待機児童の解消に全力で取り組んでおります。</p> <p>平成23年度についても、安心子ども基金の期間が延長になりましたので、県単独事業も継続し、引き続き待機児童の解消に取り組んでいきます。</p> <p>待機児童数50人以上 市川市、市原市、浦安市、松戸市、鎌ヶ谷市</p>	4市町村 (H22.4.1)	5市町村 (H23.4.1)	政令・中核市を除く	児童家庭課
42 延長(11時間を超える)保育実施か所数	393か所 (H21年度見込み)	434か所	仕事を持っている保護者向けの保育サービスで、保育所の開所時間が11時間を超えて保育を行います。	446か所 (H22年度)	458か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
43 一時預かり事業実施か所数	174か所 (H21年度見込み)	225か所	在宅育児家庭向けのサービスで、保護者の傷病・入院、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育所や地域子育て支援拠で保育します。	213か所 (H22年度)	236か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
44 特定保育事業実施か所数	69か所 (H21年度見込み)	94か所	短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所で一時的に保育します。	77か所 (H22年度)	75か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
45 休日保育事業実施か所数	20か所 (H21年度見込み)	30か所	保護者の勤務形態の都合により、日曜、祝日や夜間に家庭で保育できない場合に保育所で預かる休日・夜間保育事業を推進します。	25か所 (H22年度)	23か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
46 病児・病後児保育事業実施か所数	51か所 (H21年度見込み)	66か所	子どもが病気又は病後の際に就労により、自宅での保育が困難な場合に病院・保育所等において、一時的に預かる病児・病後児保育事業を推進します。	62か所 (H22年度)	66か所 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
47 家庭的保育事業実施市町村数	2市町村 (H21年度見込み)	22市町村	<p>いわゆる保育ママは、保育士資格がなくとも自宅等で乳幼児を保育することことができる制度で、待機児童解消をするための施策の一つとなっています。</p> <p>市川市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市（グループ型）、浦安市、白井市</p>	3市町村 (H22年度)	6市町村 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課

施策推進の目標事業に係る進捗状況（平成24年8月1日現在）

目標項目	現状（基準年）	目標 （平成26年度）	実施内容	22年度末 現況	23年度末現況	備考	担当課
48 ファミリーサポートセンター設置市町村数	19市町村 (H21年度見込み)	24市町村	<p>育児の援助を行いたい人と、受けたい人からなる会員組織として市町村が設置します。主な活動は、保育所、幼稚園、学童保育の迎え、帰宅後の預かりで、全体の7割近くを占めています。</p> <p>設置市町村 20市町村 市川市、館山市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、香取市（ミニ）</p>	19市町村 (H22年度)	19市町村 (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
49 放課後児童クラブ設置数	561クラブ (H21年度)	623クラブ	<p>放課後児童クラブは、保護者が安心して就労できるよう支援する施設であるとともに、遊びや生活を通し、異年齢間の助け合いや交流などにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。</p> <p>量的拡大を図っていくための施設整備とそれに伴う人材の確保に加え、障害児の受け入れや適切な指導員の配置など、質的向上も欠かせないことから、量・質両面からの充実を図りました。</p> <p>①放課後児童クラブ運営費 51市町村に補助 ②国の基準に達しない小規模放課後児童クラブの運営費 14市町29クラブに補助 ③障害児の受け入れのための指導員確保 27市町村に補助 ④指導員の資質向上のための研修会 3回開催 ⑤放課後児童クラブ室設置 5市8施設に補助 ⑥放課後児童クラブを開始するための施設改修 等</p>	649クラブ (H22年度)	655クラブ (H23年度)	政令・中核市を除く	児童家庭課
50 児童館設置数	82か所 (H20年度)	84か所	<p>様々な年齢の子どもたちが身近に集い、子ども自身の力で遊びを創っていけるような、群れ遊び（時間・空間・仲間）の再生を支援するために、児童の健全育成の拠点となる児童館を配備し、健全な遊びを通じて児童の集団及び個別的指導を行いました。</p> <p>児童館運営費 3市10施設に補助</p>	82か所 (H22年度)	82か所 (H23年度)	千葉市を除く	児童家庭課
51 ちばバリアフリーマップ掲載施設数	1,637か所 (H20年度)	1,817か所	<p>高齢者や障害者等の外出時の不安を取り除き、活動の幅を広げる上で重要となる駐車場やトイレなどのバリアフリー情報を提供しました。</p> <p>平成20年度と比較して掲載か所数が大幅に減少したのは、平成21年度に情報内容を確認する作業を行ったところ、廃止になっていた施設があったほか、掲載を辞退された施設があったため、それらを整理した結果、掲載施設数が減少しました。</p> <p>新規施設 59件掲載</p>	1,459か所 (H22年度)	1,523か所 (H23年度)		健康福祉指導課